

誓 約 書

大竹市下水道排水設備指定工事店申請者（及び役員）は、大竹市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。  
法令又は条例若しくはこれに基づく規程を遵守し、業務を誠実に履行します。

年 月 日

大 竹 市 長 様

|             |            |        |
|-------------|------------|--------|
| 申<br>請<br>者 | 商号（指定工事店名） |        |
|             | 営業所所在地     |        |
|             |            | 電話 — — |
|             | 代表者氏名      |        |

（大竹市下水道排水設備指定工事店規程抜粋）

第3条 管理者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合している工事業者を指定工事店として指定するものとする。

- (1) 営業所ごとに責任技術者を専任していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 広島県の区域内又は別表に掲げる山口県の市町のいずれかの区域内に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない。
  - イ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない。
  - ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない。
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある。
  - オ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない。
  - カ 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合